

令和2年6月24日

警察庁長官官房審議官
(犯罪被害者等施策担当)
山田 知裕

主催者挨拶

都道府県、政令指定都市の皆様におかれましては、平素より犯罪被害者等施策の推進に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

本年度は、犯罪被害者等基本法が施行されてから15年となり、また、平成28年4月に閣議決定された第3次犯罪被害者等基本計画の最終年度となる5年目に当たります。

これまでの間、同計画に基づく施策の取組は着実に進み、全国全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置され、また、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定や見舞金等の経済的支援制度の導入が進むなど、地方公共団体における支援の体制整備は着実に進展しております。

犯罪被害者等施策は、被害に遭われた方が生活する地域において再び平穏な生活を送ることができるよう実施されることが重要です。

そのため、犯罪被害者等支援においては、被害に遭われた方のニーズに沿った、途切れのない中長期的な支援ができるよう、地域における支援体制の整備が必要不可欠であり、その点において、被害に遭われた方にとって身近な公的機関である地方公共団体は重要な役割を果たすことが期待されているところです。

現在、第4次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定に向けて議論が行われているところですが、同計画においても、犯罪被害者等の支援において地方公共団体が担う役割の重要性が変わるところはなく、引き続き、地域における総合的対応窓口の更なる周知やその機能の充実、関係機関・団体との連携や各地域間の連携を更に強めていただくなど、各種施策の推進をお願いいたします。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催という形式をとることとなり、地方公共団体における担当者の皆様が顔を合わせて情報交換する場を設けることはできませんでしたが、犯罪被害者等施策に関する関係府省庁における取組や地方公共団体における条例の制定状況、各種施策の推進状況等について、資料を送付することをもって情報提供させていただきます。

これらの資料が各地方公共団体における更なる施策の推進へ向けた有意義なものとなることを祈念して、主催者の挨拶とさせていただきます。